

北本市議会 議会報告会（第 44 回） 次第

令和 7 年 4 月 26 日（土）
午前 9 時 30 分から 学習センター
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会 広報広聴委員長

2 あいさつ 議 長

3 各議員による自己紹介

4 議会報告会の進め方について

5 【第 1 部】 臨時会・定例会の報告

（1） 令和 7 年第 1 回臨時会・令和 7 年第 1 回定例会の報告

ア 臨時会、先議・追加議案等の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

ウ 議員提出議案等の審議概要 議会運営正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉 会

令和 7 年第 1 回臨時会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
1	北本市職員の給与に関する 条例及び北本市一般職の任 期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、給料表並 びに期末手当及び勤勉手当を改定 するもの 2 内容 (1) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正（第 1 条関係） ア 期末手当の改定（第 1 7 条 の 2） イ 勤勉手当の改定（第 1 7 条 の 5） ウ 給料表の改定（別表第 1） (2) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正（第 2 条関係） ア 期末手当の改定（第 1 7 条 の 2） イ 勤勉手当の改定（第 1 7 条 の 5） (3) 北本市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正 （第 3 条関係） ア 給料表の改定（第 7 条） イ 期末手当の改定（第 1 0 条） (4) 北本市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正 （第 4 条関係） 期末手当の改定（第 1 0 条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 公布の日ほか (2) 経過措置等（附則第 2 項～附 則第 4 項）
2	市長及び副市長の給与等に関 する条例及び北本市教育 委員会教育長の給与等に関	1 趣旨 市長、副市長及び教育長の期末 手当を改定するもの

令和7年第1回臨時会

	する条例の一部改正について (総務部総務課)	2 内容 (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正 (第1条関係・第2条関係) 期末手当の改定 (第5条) (2) 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条関係・第4条関係) 期末手当の改定 (第5条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1項) 公布の日ほか (2) 経過措置等 (附則第2項・附則第3項)
3	北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定するもの 2 内容 (1) 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 (第1条関係) ア 期末手当の改定 (第2条) イ 勤勉手当の改定 (第2条) (2) 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 (第2条関係) ア 期末手当の改定 (第2条) イ 勤勉手当の改定 (第2条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1項) 公布の日ほか (2) 経過措置等 (附則第2項～附則第4項)
4	令和6年度北本市一般会計補正予算 (第7号) (政策推進部市長公室、総務部総務課、福祉部共生福祉課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 266億1,542万7千円 (2) 補正後の額 270億7,751万3千円

令和 7 年第 1 回臨時会

		歳入歳出それぞれ 4 億 6, 2 0 8 万 6 千円を追加 2 内容 歳出については、議員及び市長等の期末手当、職員の給与の改定並びに職員の人事異動に伴う所要額を補正し、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い当該ふるさと納税に対する返礼品等に要する経費を増額するとともに、物価高騰対策給付金給付事業に要する経費を計上し、歳入については、国庫支出金の所要額を補正し、寄附金を増額するとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
5	令和 6 年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 0 億 4, 5 6 0 万円 (2) 補正後の額 1 0 億 4, 7 5 8 万 7 千円 歳入歳出それぞれ 1 9 8 万 7 千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
6	令和 6 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 4 億 3, 5 2 0 万円 (2) 補正後の額 6 4 億 3, 2 3 0 万 9 千円 歳入歳出それぞれ 2 8 9 万 1 千円を減額 2 内容 歳出については、職員の給与の

令和 7 年第 1 回臨時会

		改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
7	令和 6 年度北本市介護保険 特別会計補正予算（第 4 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 2 億 3, 4 9 6 万 6 千円 (2) 補正後の額 6 2 億 4, 5 6 6 万 5 千円 歳入歳出それぞれ 1, 0 6 9 万 9 千円を追加 2 内容 歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
8	令和 6 年度北本市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） （総務部総務課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 支出の総額 1 8 億 2, 0 9 0 万 6 千円 (2) 補正後の額 支出の総額 1 8 億 2, 3 6 0 万 2 千円 支出 2 6 9 万 6 千円を追加 2 内容 支出について、職員の給与の改定に伴う所要額の補正を行った。

令和 7 年第 1 回定例会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
9	令和 7 年度北本市一般会計 予算 (各部課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 280 億 1, 700 万円 2 内容 対前年度比 38 億 700 万円 15.7%の増 小・中学校体育館空調設備設置 事業等を予算計上
10	令和 7 年度北本市後期高齢 者医療特別会計予算 (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 12 億 8, 630 万円 2 内容 対前年度比 2, 160 万円 1.7%の増 後期高齢者医療広域連合納付金 等を予算計上
11	令和 7 年度北本都市計画事 業久保特定土地区画整理事 業特別会計予算 (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	1 趣旨 歳入歳出の総額 11 億 1, 920 万円 2 内容 対前年度比 7, 360 万円 7.0%の増 区画整理事業に係る街路築造工 事、建物・物件移転の補償費等を 予算計上
12	令和 7 年度北本市国民健康 保険特別会計予算 (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 歳入歳出の総額 63 億 5, 180 万円 2 内容 対前年度比 8, 340 万円 1.3%の減 保険給付費等を予算計上
13	令和 7 年度北本市介護保険 特別会計予算 (福祉部高齢介護課、こど	1 趣旨 歳入歳出の総額 63 億 3, 950 万円

令和 7 年第 1 回定例会

	も健康部健康づくり課)	2 内容 対前年度比 3 億 2, 5 5 0 万円 5. 4 %の増 保険給付費等を予算計上
1 4	令和 7 年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算 (埼玉県央広域公平委員会)	1 趣旨 歳入歳出の総額 5 8 万 3 千円 2 内容 対前年度比 1 0 万 7 千円 2 2. 5 %の増 埼玉県央広域公平委員会に係る 事務経費を予算計上
1 5	令和 7 年度北本市公共下水道事業会計予算 (都市整備部建設課)	1 趣旨 支出の総額 1 7 億 5, 7 0 5 万 2 千円 2 内容 対前年度比 6, 3 8 5 万 4 千円 3. 5 %の減 公共下水道污水管の維持管理等 に要する費用及び管渠整備費等を 予算計上
1 6	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定 について (各部課)	1 趣旨 刑法の一部改正に伴い、関係条例を整理等するもの 2 内容 (1) 関係条例の一部改正 (第 1 編 関係) ア 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正 イ 北本市職員の給与に関する条例の一部改正 ウ 北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 エ 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正 オ 北本市教育委員会教育長の

令和 7 年第 1 回定例会

		給与等に関する条例の一部改正 カ 北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 キ 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正 ク 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 ケ 北本市行政不服審査会条例の一部改正 コ 北本市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正 (2) 経過措置（第 2 編関係） 3 施行期日 刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）
1 7	北本市職員の給与に関する条例及び北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について （総務部総務課）	1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、給料表及び諸手当を改定する等するもの 2 内容 (1) 北本市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係） ア 配偶者に係る扶養手当の額の引下げ及び子に係る扶養手当の額の引上げ（第 8 条） イ 通勤手当の支給限度額の引上げ（第 10 条） ウ 管理職員特別勤務手当に係る支給対象時間帯の見直し（第 17 条） エ 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の見直し（第 17 条の 7） オ 給料表の改定（別表第 1） カ 規定の整備（第 9 条ほか） (2) 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

令和 7 年第 1 回定例会

		(第 2 条関係) 勤勉手当の追加及び期末手当の支給割合の見直し (第 10 条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置等 (附則第 2 項ほか)
1 8	北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正を踏まえ、子の看護休暇等の見直し、勤務環境の整備等を行うもの 2 内容 (1) 北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (第 1 条関係) 規定の整備 (第 23 条) (2) 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (第 2 条関係) ア 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大 (第 8 条の 4) イ 子の看護休暇の取得事由の拡大 (第 14 条関係) ウ 配偶者等を介護する状況に至った職員に対する意向確認等の義務化 (第 15 条の 3) エ 介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置の義務化 (第 15 条の 4) オ 規定の整備 (第 3 条・第 8 条の 4) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 令和 7 年 4 月 1 日ほか (2) 経過措置 (附則第 2 項)

令和 7 年第 1 回定例会

1 9	北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (市民経済部くらし安全課)	1 趣旨 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、退職報償金の上限額を引き上げるもの 2 内容 退職報償金の上限額の引上げ (別表) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 (附則第 2 項)
2 0	北本市国民健康保険税条例の一部改正について (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等を改定するもの 2 内容 税率等の改定 (第 5 条ほか) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項) 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 (附則第 2 項)
2 1	北本市建築基準法等関係手数料条例の制定について (都市整備部建築開発課)	1 趣旨 建築基準法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく手数料に関し必要な事項を定めるもの 2 内容 (1) 趣旨 (第 1 条) (2) 手数料の納付 (第 2 条) (3) 納付の時期等 (第 3 条) (4) 郵便による送付 (第 4 条) (5) 手数料の減免 (第 5 条) (6) 過料 (第 6 条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 項)

令和 7 年第 1 回定例会

		令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置（附則第 2 項） (3) 北本市手数料条例の一部改正（附則第 3 項）
2 2	北本市下水道条例の一部改正について （都市整備部建設課）	1 趣旨 下水道法施行令の一部改正を踏まえ、除害施設の設置に係る基準を改定するもの 2 内容 (1) 除害施設の設置に係る基準の改定（第 1 3 条） (2) 規定の整備（第 1 3 条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 項） 令和 7 年 4 月 1 日ほか (2) 経過措置（附則第 2 項）
2 3	市道の路線の認定について （都市整備部建設課）	1 趣旨 開発行為により設置された公共施設の用に供する土地が都市計画法第 4 0 条第 2 項の規定に基づき市に帰属したことに伴い、路線を認定するもの 2 内容 市道 1 4 8 4 号線 L = 1 4 7 . 3 3 m W = 4 . 5 0 m
2 4	工事請負契約の変更契約の締結について （教育部生涯学習課）	1 契約の目的 北本市栄市民活動交流センター整備改修工事「建築」 2 契約の金額 変更前 4 0 3 , 7 0 0 , 0 0 0 円 変更後 4 0 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円 3 契約の相手方 北本市宮内 5 丁目 3 5 1 番地 丸和工業株式会社 代表取締役 矢部利人
2 5	教育委員会委員の任命について	現委員の北條規氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するため議

令和 7 年第 1 回定例会

	(政策推進部市長公室)	会の同意を求めるもの
2 6	埼玉県央広域公平委員会委員の選任について (政策推進部市長公室)	現委員の今井博昭氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するため議会の同意を求めるもの
2 7	令和 6 年度北本市一般会計補正予算 (第 8 号) (各部課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 7 0 億 7, 7 5 1 万 3 千円 (2) 補正後の額 2 7 1 億 5 6 9 万 7 千円 歳入歳出それぞれ 2, 8 1 8 万 4 千円を追加 2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上及び各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行うとともに、減債基金等の積立金を増額し、歳入については、見込額による市税及び地方交付税等の補正並びに各事務事業費の確定による国庫支出金、市債等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 8	令和 6 年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 2 億 9, 4 1 6 万 8 千円 (2) 補正後の額 1 2 億 7, 9 1 5 万 5 千円 歳入歳出それぞれ 1, 5 0 1 万 3 千円を減額 2 内容 歳出については、広域連合納付金を減額し、歳入については、保険基盤安定繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
2 9	令和 6 年度北本都市計画事業久保特定土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3	1 趣旨 (1) 補正前の額 1 0 億 4, 7 5 8 万 7 千円

令和7年第1回定例会

	号) (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	(2) 補正後の額 7億5,761万6千円 歳入歳出それぞれ2億8,997万1千円を減額 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金及び市債等の所要額の補正を行うとともに、一般会計からの繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
30	令和6年度北本市国民健康 保険特別会計補正予算(第 3号) (こども健康部保険年金課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 64億3,230万9千円 (2) 補正後の額 64億6,042万円 歳入歳出それぞれ2,811万1千円を追加 2 内容 歳出については、各事務事業費の確定・見込額による所要額の補正を行い、歳入については、県支出金及び一般会計からの繰入金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
31	令和6年度北本市介護保険 特別会計補正予算(第5 号) (福祉部高齢介護課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 62億4,566万5千円 (2) 補正後の額 61億4,119万7千円 歳入歳出それぞれ1億446万8千円を減額 2 内容 歳出については、保険給付費支払基金積立金を減額し、歳入につ

令和 7 年第 1 回定例会

		いては、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
3 2	令和 7 年度北本市一般会計 補正予算（第 1 号） （都市整備部建設課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 8 0 億 1 , 7 0 0 万円 (2) 補正後の額 2 7 9 億 3 4 0 万円 歳入歳出それぞれ 1 億 1 , 3 6 0 万円を減額 2 内容 歳出については、北本駅東口駅前シェルター整備事業に要する経費を減額し、歳入については、国庫支出金及び市債を減額し、補正予算収支の均衡を図った。

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
1	専決処分の報告について （北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について） （政策推進部政策推進課）	1 概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い当然に必要なとされる規定の整備について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 専決処分の日 令和 7 年 1 月 2 8 日

令和 7 年第 1 回定例会

追加議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
3 3	工事請負契約の締結について (教育部教育総務課)	1 契約の目的 小中学校屋内運動場空調設備等 設置事業 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による 随意契約 3 契約の金額 7 7 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円 4 契約の相手方 埼玉県熊谷市広瀬 4 1 6 番地 1 ソーセツ・正和特定建設工事共同企業体 代表構成員 埼玉県熊谷市広瀬 4 1 6 番地 1 ソーセツエンジニアリング株式会社熊谷支店 取締役支店長 内田 正男 構成員 埼玉県春日部市豊野町 2 丁目 3 2 番地 1 9 正和工業株式会社 代表取締役 横田 生樹
3 4	令和 7 年度北本市一般会計 補正予算 (第 2 号) (政策推進部財政課、教育部 教育総務課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 2 8 0 億 1 , 7 0 0 万円 (2) 補正後の額 2 8 1 億 2 , 5 2 0 万 7 千円 歳入歳出それぞれ 1 億 8 2 0 万 7 千円を追加 2 内容 歳出については、小学校給食費 負担軽減事業に要する経費を計上 し、歳入については、ふるさと応 援基金繰入金を増額し、補正予算 収支の均衡を図った。

令和 7 年第 1 回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第 1 号
受 理 年 月 日	令和 7 年 2 月 1 2 日
件 名	「選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書」の国会提出を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工 藤 日出夫、湯 沢 美 恵、中 村 洋 子

【請願趣旨】

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、女性に多大な負担となっています。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、本人であることを疑われたり、さまざまな事務手続きの煩雑さがあります。働く女性にとっては改姓によって「キャリアが中断される」との声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決になりません。

女性差別撤廃委員会は夫婦同姓を義務付ける民法750条は「差別的規定」にあたるとして、2003年以降繰り返しその改正を勧告してきました。2024年10月には、「750条を改正する措置が何もとられていない」ときびしい表現で勧告し、再び「2年以内に実施状況の報告」を求めています。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しました。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも複数の反対意見が付され、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしています。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするもので、誰も強制されることのないしくみです。

最近の世論調査では約 7 割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多いです。2024年 6 月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度をただちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

よって、「選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書」を国会へ提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

「選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書」を国会へ提出すること。

委提第 1 号

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

提出者 議会運営委員長 岡 村 有 正

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「会派」の次に「又は会派に所属する議員」を加える。

別表広報費の項中「会派が」を「会派又は会派に所属する議員が」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に行う第４条第１項に規定する活動について適用する。

委提第 1 号参考資料

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
(経費の範囲)		(経費の範囲)	
第 4 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。		第 4 条 政務活動費は、 <u>会派又は会派に所属する議員</u> が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。	
2 (略)		2 (略)	
別表 (第 4 条関係)		別表 (第 4 条関係)	
広報費	市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費	広報費	市政又は会派の活動について会派又は会派に所属する議員が市民に報告するために要する経費

(下線は改正部分)

委提第2号

選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を求める
意見書

会議規則第14条第2項の規定により、選択的夫婦別姓制度を速やかに
導入するための国会審議を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を求める 意見書

日本では婚姻において夫婦別姓が認められず、望まない改姓や、事実婚による通称使用などで不利益を受けている人が少なからずいます。婚姻の際は96%が夫の姓になっており、その不利益は多くは女性にかかっています。世界でも夫婦同姓を法制化しているのは日本しかありません。

通称使用では、「旧姓併記」や「旧姓使用」に法的根拠がないために、本人確認などにおいて、さまざまな事務手続きの煩雑さがあります。働く女性は改姓により「キャリアが中断される」との声も多く、通称使用の拡大では根本的な解決になりません。

国連の女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓を義務付ける民法750条は「差別的規定」にあたるとして、2003年以降、繰り返しその改正を勧告してきました。2024年10月には、「民法750条を改正する措置が何もとられていない」と厳しい表現で4度目の勧告をし、再び「2年以内に実施状況の報告」を求めています。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しました。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度のあり方は国民の判断、国会に委ねるべきとしています。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするしくみです。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多いです。2024年6月に、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となりました。また、制度の導入をめぐる多数のメディアにおいて報道されるなど、国民から高い関心が寄せられていることから、今後の国会において同制度の速やかな導入について議論をすべきと考えます。

よって、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するための国会審議を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

委提第 3 号

障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議

北本市議会建設経済常任委員会では、令和6年第4回北本市議会定例会において議長から付託された「議請第5号」視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願を審査し、その際、請願人を参考人として委員会に招請し、意見陳述及び質疑を通して請願の趣旨について理解に努めたところである。委員会の審査では、請願人の発言等からは、願意は概ね理解できたが、実際に問題となっている事項や行政に求めたい支援などの内容を把握するまでに至らず、請願事項の実現にあたり具体性を見出すことができなかったため、趣旨採択とすべきとする動議が提出され、賛成多数で可決となった。

本会議においても賛成多数で趣旨採択となったが、建設経済常任委員会としてはその結果を重く受け止め、視覚障がい者を含めた障がい者全体の創業に関するニーズと問題点、市や県、関係機関等の支援の現状と課題等について、定例会終了後に改めて調査研究することとした。

この間、市、県、関係団体等が実施する創業支援事業の全体像や、障がい者の創業支援に関する本市総合振興計画上の記述・取扱い等について確認するとともに、執行部担当部署である産業観光課から創業支援事業の概要や実際の窓口対応の状況、障がい者が相談に訪れた際の対応方針、関係機関や障がい福祉課との連携などについて聞き取りを行った。創業支援の様々なメニューは健常者・障がい者の区別なく誰もが等しく受けることができることを確認したが、障がい者にとっては相談や書類作成そのもののハードルが高く、特別な配慮が必要であることを改めて認識したところである。

視覚障がい者を含む障がい者の創業等に対する支援の状況については、当事者からのニーズがどの程度あるかは未知数であるが、少なくとも担当部署である産業観光課は、障がい者が相談に訪れた際に、スムーズかつ適切な対応ができるよう具体的な行動指針となるものを整理しておく必要がある。障がい者には福祉的要素を含めた支援が不可欠であり、担当部署だけでは対処しきれないことも想定して障がい福祉課や関係機関と速やかに連携できるよう認識を共有し、必要な体制を構築すべきである。

今後、障がい者が抱える生活上の課題の複雑多様化が進み、ニーズに寄り添った適切な支援が行われないことによる社会的孤立等の問題が深刻化することが懸念される。請願の対象者である「視覚障がい者」を含めたすべての障がい者が、自らが希望する働き方を実現し、地域社会の中で尊厳ある暮らしを主体性をもって続けられるようにするためにも、市として可能な限り支援策の具体化を検討し進めていくべきと考える。

よって、障がい者の創業等に対する支援の充実を図るため、下記のとおり対策を講ずることを求める。

記

- 1 技術的進歩や人材不足等の社会的要請の高まりによる将来的な障がい者の創業機会の増加に対応するため、産業観光課と障がい福祉課とが密に連携し、障がい者の創業相談・サービス提供を適切に行う体制を確立すること
- 2 障がい者向けの創業・起業・就労ガイドブック（音声版・点字版など）を作成し、支援等を受けたい人が、さまざまな支援メニューを正しく理解し、適切にサービスの提供が受けられるよう環境を整備すること
- 3 障がい者は健常者と比べ、動線確保にかかるリフォーム代や設備機器等において創業資金がより多く必要となることから、国等の補助金に上乗せして市が補助金を出すなどの支援策を整備すること
- 4 障がい者が起業するために必要な専門的な技能・知識等の習得や創業準備、資金調達やビジネスプランの策定、ノウハウや情報提供などの支援体制を関係機関と連携しながら構築すること
- 5 障がい者が創業した後のマーケティングについて専門的なアドバイスを提供できるよう、専門のコンサルタントやアドバイザーを置くなどの支援体制を関係機関と連携しながら構築すること
- 6 障がい者向けのビジネス支援プログラムを展開している社会福祉法人やNPO等と連携するなど、支援を受けたい障がい者のニーズに合わせた支援メニューの充実を図ること
- 7 障がい者の就労機会拡充のため、市内企業を訪問して障がい者雇用の受け入れ先開拓とデータベース化を行い、庁内関係部署で情報を共有すること
- 8 障がい者と健常者が共同で創業・就労できる環境の整備に向け、労働者協同組合法の視点から具体的な施策（プログラム化）を検討すること

以上、決議する。

令和7年3月25日

北本市議会

議提第 1 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

会議規則第 14 条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 27 日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の市議会議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の市議会議員の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市議会議員の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議提第 1 号 参考資料

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表（第 1 条関係）

(下線は改正部分)

現	行	改	正	案
(期末手当) 第 5 条 略	(期末手当) 第 5 条 略	(期末手当) 第 5 条 略		
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略			
3 略	3 略			3 略

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正する条例新旧対照表（第2条関係）

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

議提第 2 号

北本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について

会議規則第 14 条の規定により、北本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１１項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項右欄中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定及び次項の規定は、令和７年６月１日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議提第2号参考資料

北本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
(定義)		(定義)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、北本市情報公開条例（平成3年12月20日条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。		4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、北本市情報公開条例（平成3年12月20日条例第41号。第20条において「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。	
5～10 (略)		5～10 (略)	
11 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		11 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定	

(下線は改正部分)

個人情報をいう。	
12～14 (略)	
第12条 (略)	
2～4 (略)	
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の右欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	

第12条第1項から第30条	(略)	(略)
第38条第1項第2号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収

第12条第1項から第30条	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収

		集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項 第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(10) (略)

2 (略)

		集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項 第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(10) (略)

2 (略)

(1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ〜キ (略) (2)・(3) (略) 3・4 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に對し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。 (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。	(1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ〜キ (略) (2)・(3) (略) 3・4 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に對し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
--	--

3	(略)	3	(略)
	(訂正請求の手續)		(訂正請求の手續)
第32条	(略)	第32条	(略)
2	(略)	2	(略)
3	議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3	議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
	(利用停止請求権)		(利用停止請求権)
第38条	何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	第38条	何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
	(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)
2	代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2	代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
3	(略)	3	(略)
	(利用停止請求の手續)		(利用停止請求の手續)
第39条	(略)	第39条	(略)
2	(略)	2	(略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそこから特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行うことができる者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (罰則) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事してい	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそこから特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (罰則) 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事してい
---	--

る派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	る派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

議提第3号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

提出者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

袴田巖さんの再審無罪判決により再審制度の改正への世論は高まっています。また、埼玉県においても昭和38年に発生した狭山事件において無期懲役が確定した石川一雄さんは、東京高裁で再審請求の審理が行われていましたが、3月11日にお亡くなりになりました。えん罪の可能性を指摘する声があったことから、再審に関する制度改正は待ったなしと言えます。

袴田巖さんの再審無罪の例のように、えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害であるといえます。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っています。狭山事件もえん罪の可能性があるとの声が上がっています。えん罪被害者の救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても重要な課題です。

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続です。しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多くなっています。

また、再審請求を行うための証拠開示についての規定が存在しないため、再審請求を困難なものにしています。さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせています。

よって、国においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望します。

記

- 1 再審請求手続きを明文化するとともに、審理を公開すること
- 2 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること
- 3 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

議提第 4 号

「議案第 2 0 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議

会議規則第 1 4 条の規定により、「議案第 2 0 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日 提出

提出者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

「議案第 20 号」北本市国民健康保険税の一部改正に対する附帯決議

年齢構成が高く医療費水準が高い等の国民健康保険制度が抱える構造的な課題を解決するため、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られた。県では、受益と負担の公平性を図る観点から令和 9 年度に保険税水準を準統一する方針を示しているが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加等により一人当たり保険税必要額は上昇を続けている。

本市では令和 4 年度に賦課方式を従来の 4 方式から 2 方式に改めるに当たり、県が示す標準保険税率と比較して所得割を高く、均等割を低く設定した。令和 6 年度までは現在の税率を維持してきたが、このままでは収支が悪化して国民健康保険財政調整基金が枯渇する恐れがあること及び準統一に向けて標準保険税率に近づける必要があることから、令和 7 年度に税率を改正することとなった。

令和 6 年度の税率において所得割では標準保険税率を上回っていた一方で均等割では約 2 万円下回っていたことから、準統一を見据えると今回の改正で均等割を 1 万 3,700 円引き上げることにはやむを得ない。しかしながら、被保険者の多い世帯主にとっては引上げ率が大きくなることから、税率改定の必要性を被保険者に丁寧に説明するとともに、納付が困難な人には換価の猶予や分割納付などの相談に応じるなど、納税義務者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な徴税に努めること。

また、本市では令和 9 年度の準統一に向けて、平成 30 年度に法定外繰入金をなくし、税率も標準保険税率に着実に近づける努力をしているが、一般会計からの法定外繰入れを行っている市町村の方が多い状況にあることから、市町村の意見や準統一に向けた税率引上げが被保険者に与える影響を十分に考慮し、準統一を慎重に進めるよう県に求めること。

さらに、構造的課題を抱える国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれることから、国に対し国の定率負担割合の引上げ等の抜本的な見直しを求めること。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 25 日

北 本 市 議 会